

知的財産を活用した取組

『「くまもとあか牛」における^{ジーアイ}GI登録の効果』 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会（熊本県）

【取組内容】

平成30(2018)年9月27日、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づき「くまもとあか牛」の名称を地理的表示（GI）として登録した。



くまもとあか牛
農林水産大臣登録第67号

【取組に至った経緯】

熊本県では、淡褐色の毛色から「あか牛」と呼ばれ、独自の特性を持つ在来種の和牛を古くから飼養しており、この和牛を地域ブランドとして保護するために地理的表示（GI）保護制度への登録を申請した。



放牧の様子

【取り組む際に生じた課題と対応】

定義が曖昧で様々な「あか牛」が流通していたことから、「くまもとあか牛」としての基準を統一した。

【取組の成果】

統一した基準に基づいて「くまもとあか牛」の名称を使用することから、関係者の品質に対する意識の向上やまとまりがでてきた。

また、登録後は飲食店等から問い合わせが増加しており、認知度が高まったことを実感している。



販売店における表示

【今後の展望】

各種イベントでのポスター展示やテレビCMの活用による情報発信のほか、協議会が認定した指定店（適切な名称と価格で「くまもとあか牛」を提供する販売店や飲食店）等の事業者と連携したPR活動によって「くまもとあか牛」のさらなるブランド力の強化とGI保護制度の認知度向上を図る。



くまもとあか牛を使用したメニュー

【問合せ先】 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会

TEL096-365-8200